

神奈川県監査委員公表第 1 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 23 年 1 月 7 日

神奈川県監査委員 木 原 英 和
同 高 岡 香
同 長 峯 徳 積
同 国 吉 一 夫
同 此 村 善 人

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立外語短期大学
- 2 監査実施日
平成 22 年 3 月 12 日（平成 22 年 2 月 10 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 収入事務において、行政財産の目的外使用許可に係る使用料の収入に当たり、使用料を 2 回に分けて収入すべきところ、一括して収入していたものがあった。	指導事項については、平成 21 年度は県有財産の価格改定が予定されるため、目的外使用許可に係る使用料は 2 回に分けて収入するとして財産管理課長からの通知の周知が図られなかったため、一括して収入してしまったものである。 今後は、このようなことがないよう、関係する通知等について、職員間の周知徹底を図るとともに、複数の職員による確認を一層徹底し、適正な事務の執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県産業技術センター
- 2 監査実施日
平成 22 年 5 月 10 日（平成 22 年 3 月 17 日及び 18 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項)	

<p>支出事務において、県有施設長寿命化対策費の執行に係る一連の経理事務の処理が著しく遅れていた。</p>	<p>指導事項については、業務の進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、執行状況の確認表を活用するとともに、複数の職員による相互の進行管理を一層徹底するなど、適正な事務執行に努めることとした。</p>
---	---

- 1 監査実施箇所名
神奈川県横須賀土木事務所
- 2 監査実施日
平成 22 年 3 月 11 日（平成 22 年 2 月 8 日から 10 日まで職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 道路占用工事において、神奈川県道路占用規則に定める、工事着手届及び工事完了届を道路占用者から徴していないものがあった。</p>	<p>指導事項については、許可後の進行管理が不十分であったこと、及び許可手続に係る道路占用者への指導が徹底されていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、「道路占用関係申請書整理簿」により、複数職員による進行管理を徹底するとともに、道路占用者に対して、あらゆる機会を捉えて届出書類提出の指導徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県平塚土木事務所
- 2 監査実施日
平成 22 年 3 月 25 日（平成 22 年 2 月 3 日から 5 日まで職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 支出事務において、橋りょう整備工事現場技術業務委託の追加執行に当たり、適用すべき支出科目を誤っていた。</p>	<p>指導事項については、委託料で執行すべきところ、経費コード番号の入力誤りにより工事請負費で執行したものであり、平成 22 年 2 月 4 日に科目更訂を行った。 今後は、このようなことがないように、職員相互の審査体制を一層強化徹底し、適正</p>

な執行の確保に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県藤沢土木事務所
- 2 監査実施日
平成 22 年 2 月 4 日（平成 21 年 12 月 15 日から 17 日まで職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none">1 収入事務において、道路使用料等の調定事務に 3 月を超えて遅れているものがあつた。2 支出事務において、事務事業の執行上常時必要とする経費を、1 箇月分を超えて資金前渡しているものがあつた。	<ol style="list-style-type: none">1 指導事項の収入事務については、進行管理が徹底されていなかったこと、及び早期に調定すべきであるという認識が不十分であったことによるものである。 今後は、進行管理の徹底を図るとともに、職員への意識啓発などを行うことにより、適正な事務執行に努めることとした。2 支出事務については、関係法規の解釈に誤りがあつたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、関係法規の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県小田原土木事務所
- 2 監査実施日
平成 22 年 3 月 25 日（平成 22 年 2 月 19 日、22 日及び 23 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none">1 道路占用許可事務において、神奈川県道路占用規則に定める工事完了届等を道路占用者から徴していないものがあつた。2 契約事務において、工事請負契約	<ol style="list-style-type: none">1 指導事項の道路占用許可事務については、進行管理が不十分であつたこと、及び許可手続きに係る道路占用者への指導が徹底されていなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、収受記録簿への記載の徹底に加え、新た

<p>締結前に工事着手しているものがあった。</p>	<p>に道路施行番号簿を作成し、複数の職員による相互の進行管理及び定期的な確認・点検を一層徹底するとともに、道路占用者に対して、あらゆる機会を捉えて届出書類提出の指導徹底を図ることにより、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 契約事務については、早急を要する工事現場であることから随意契約をしたが、現場の段取りから工事請負契約締結前に工事着手をしてしまったものである。</p> <p>今後は、請負契約締結前に工事着手をしないように業者指示を徹底するとともに、職員相互の確認と連絡調整を徹底し再発防止を図ることとした。</p>
----------------------------	--

- 1 監査実施箇所名
神奈川県厚木土木事務所
- 2 監査実施日
平成 22 年 2 月 10 日（平成 22 年 1 月 6 日から 8 日まで職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 支出事務において、電気料金を支払期限後に支払ったため、延滞利息 333 円を支払っていた。</p>	<p>指導事項については、支払日の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数職員での確認体制を強化し、再発防止に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県松田土木事務所
- 2 監査実施日
平成 22 年 3 月 8 日（平成 22 年 1 月 29 日、2 月 1 日及び 2 日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項） 次のとおり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 契約事務において、用地調査等業務委託契約の締結に当たり、特記仕</p>	<p>1 指導事項の契約事務については、入札における契約手続の確認が適正に行われていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、</p>

<p>様書と異なった履行期間を設定していた。</p> <p>2 物品管理事務において、無線テレメータ観測局に設置した備品の管理事務が不適切であった。</p>	<p>契約手続における確認体制を強化し、契約締結日から設計図書記載の日数をもって履行期間を設定することにより適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 物品管理事務については、事業により取得した物品に対する管理等が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、物品管理に対する事務処理等の理解の向上を図るとともに、所内各課間との連携に努めることにより、再発防止を図ることとした。</p>
--	--

-
- 1 監査実施箇所名
神奈川県住宅営繕事務所
 - 2 監査実施日
平成 22 年 2 月 26 日（平成 22 年 1 月 15 日、18 日及び 19 日職員調査）
 - 3 監査の結果に関する報告の公表
平成 22 年 8 月 13 日（神奈川県公報号外第 63 号）神奈川県監査委員公表第 10 号
 - 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>（指導事項）</p> <p>支出事務において、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定める対価の支払の時期を超えて支払っているものがあつた。</p>	<p>指導事項については、電子決裁を失念したこと、及びその完了の確認を行わなかったことにより、電子決裁漏れを見逃したことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、電子決裁処理及びその確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>